

2021年10月4日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

「道銀ダイレクトサービスご利用規定」の改定について

平素より北海道銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、「道銀ダイレクトサービス」（個人インターネットバンキング）のご利用規定を下記の通り改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

2021年10月18日(月)

2. 改定内容

2021年10月17日(日)をもってワンタイムパスワードを利用するための「ハードウェアトークン」の発行を終了するため、関連部分（第28条）を改定いたします。

3. 改定後のご利用規定（第28条）

別紙の通り。

4. ご参考

[「個人インターネットバンキングにおけるハードウェアトークンの発行終了について」  
\(2021年8月27日\)](#)

以上

【お問い合わせ先】

北海道銀行ダイレクトバンキングセンター

(フリーダイヤル) 0120-506-201 または (有料) 011-818-1125

受付時間：平日 9:00～17:00



## 第28条 ワンタイムパスワード

### 1. 内容

ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、トークン（パスワード生成機）により60秒毎に生成・表示される可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を本人確認手続きに加えて用いることにより、契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。

### 2. サービス利用者

ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスのインターネットバンキング契約者とします。

### 3. トークンの種類

トークンには「ソフトウェアトークン」と「ハードウェアトークン」の2つの方式があります。尚、「ハードウェアトークン」は2021年10月17日をもちまして新規・再発行全てを終了しました。

#### (1) ソフトウェアトークン

スマートフォン等のアプリ機能を利用する方式で、契約者はワンタイムパスワードアプリ機能をスマートフォンにダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。本サービスのワンタイムパスワードアプリ機能は当行が提供する「どうぎんアプリ」の一機能として使用します。

#### (2) ハードウェアトークン【発行終了】

専用のワンタイムパスワード生成機を利用する方式で、契約者はトークンに基づき所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

### 4. 利用方法

#### (1) トークン発行

当行はインターネットバンキングで契約者の「トークン発行」依頼を受け、トークンの発行手続きをいたします。当行所定の方法により、スマートフォンに「どうぎんアプリ」をダウンロードしてトークンの設定をしてください。

#### (2) ワンタイムパスワード利用開始

契約者は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用開始」を行ってください。契約者が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と当行が保有する「ワンタイムパスワード」が一致した場合、当行は契約者からの「ワンタイムパスワード利用開始」の依頼とみなします。この依頼が完了した後、「ワンタイムパスワード」を契約者の本人確認の手続きに利用します。

#### (3) ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワード利用開始後は、インターネットバンキングの当行所定の取引において、本人確認手続きとして「ワンタイムパスワード」を当行の指定する方法により正確に送信してください。当行は契約者が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と当行が保有する「ワンタイムパスワード」との一致を確認します。

#### (4) ワンタイムパスワード利用解除

インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」をおこなってください。

### 5. ワンタイムパスワードの管理

(1) 「ワンタイムパスワード」は厳重に管理し、他人に知られたり、トークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失、盗難等に遭わないよう十分注意してください。トークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失、盗難等に遭った場合は、速やかに契約者から当行に届け出てください。当行への届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 契約者がトークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失等された場合は、契約者が当行に対し当行所定の方法で「ワンタイムパスワード利用解除」を依頼することができます。

(3) 契約者が「ワンタイムパスワード」を、当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取り扱いを停止します。契約者が利用の再開を希望される場合には、当行所定の方法により届け出てください。

## 6. 手数料

トークンの発行・更新手数料およびワンタイムパスワード利用手数料はかからないものとします。

## 7. トークンの有効期限

トークンの有効期限は当行が定める期限までとします。

## 8. トークンの切替

ハードウェアトークンからソフトウェアトークンへ切替する場合は、当行所定の手続きを行うものとします。

## 9. ワンタイムパスワードの解約等

(1) ワンタイムパスワードは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。この場合、本解約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに限り生じるものとします。なお、契約者からの解約の場合は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」手続きを行うか、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。

(2) 当行の都合によりワンタイムパスワードサービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。この場合、本契約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに限り生じるものとします。

(3) 本サービスが解約された場合は、ワンタイムパスワードサービスは解約されたものとみなします。

(4) 当行がワンタイムパスワードサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、事前に通知することなくワンタイムパスワードサービスの利用を停止することができることとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、ワンタイムパスワードサービスの利用停止を解除できます。

## 10. 免責等

(1) トークンの不具合等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) ワンタイムパスワードの利用停止解除、トークンの発行制限解除、およびワンタイムパスワードの利用解除後の再登録前に、ワンタイムパスワードの入力必要とする取引ができなかったことに起因する契約者に損害・不利益が生じても、当行はその責任を負いません。

変更内容（道銀ダイレクトサービスご利用規定第 28 条）

変更前	変更後
<p>第 28 条 ワンタイムパスワード</p> <p>1. 内容</p> <p>ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、トークン（パスワード生成機）により 60 秒毎に生成・表示される可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を本人確認手続きに加えて用いることにより、契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。</p> <p>2. サービス利用者</p> <p>ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスのインターネットバンキング契約者とします。</p> <p>3. トークンの種類</p> <p>トークンには「ソフトウェアトークン」と「ハードウェアトークン」の 2 つの方式があり、いずれかを選択していただくものとします。</p> <p>(1) ソフトウェアトークン</p> <p>スマートフォン等のアプリ機能を利用する方式で、契約者はワンタイムパスワードアプリ機能をスマートフォンにダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。本サービスのワンタイムパスワードアプリ機能は当行が提供する「どうぎんアプリ」の一機能として使用します。</p> <p>(2) ハードウェアトークン</p> <p>専用のワンタイムパスワード生成機を利用する方式で、契約者はトークンに基づき所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>4. 利用方法</p> <p>(1) トークン発行</p> <p>当行はインターネットバンキングで契約者の「トークン発行」依頼を受け、トークンの発行手続きをいたします。</p>	<p>第 28 条 ワンタイムパスワード</p> <p>1. 内容</p> <p>ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスのインターネットバンキングの利用に際し、トークン（パスワード生成機）により 60 秒毎に生成・表示される可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を本人確認手続きに加えて用いることにより、契約者ご本人の確認を行うサービスをいいます。</p> <p>2. サービス利用者</p> <p>ワンタイムパスワードサービスの利用者は、本サービスのインターネットバンキング契約者とします。</p> <p>3. トークンの種類</p> <p>トークンには「ソフトウェアトークン」と「ハードウェアトークン」の 2 つの方式があります。尚、「ハードウェアトークン」は 2021 年 10 月 17 日をもって新規・再発行全てを終了しました。</p> <p>(1) ソフトウェアトークン</p> <p>スマートフォン等のアプリ機能を利用する方式で、契約者はワンタイムパスワードアプリ機能をスマートフォンにダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。本サービスのワンタイムパスワードアプリ機能は当行が提供する「どうぎんアプリ」の一機能として使用します。</p> <p>(2) ハードウェアトークン <b>【発行終了】</b></p> <p>専用のワンタイムパスワード生成機を利用する方式で、契約者はトークンに基づき所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>4. 利用方法</p> <p>(1) トークン発行</p> <p>当行はインターネットバンキングで契約者の「トークン発行」依頼を受け、トークンの発行手続きをいたします。</p>

変更内容（道銀ダイレクトサービスご利用規定第 28 条）

<p>① ソフトウェアトークン利用の場合 当行所定の方法により、スマートフォンに「どうぎんアプリ」をダウンロードしてトークンの設定をします。</p> <p>② ハードウェアトークン利用の場合 当行所定の方法により、トークンを契約者の銀行届出の住所宛に郵送します。</p> <p>(2) ワンタイムパスワード利用開始 契約者は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用開始」を行ってください。契約者が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と当行が保有する「ワンタイムパスワード」が一致した場合、当行は契約者からの「ワンタイムパスワード利用開始」の依頼とみなします。この依頼が完了した後、「ワンタイムパスワード」を契約者の本人確認の手続きに利用します。</p> <p>(3) ワンタイムパスワードによる本人確認手続き ワンタイムパスワード利用開始後は、インターネットバンキングの当行所定の取引において、本人確認手続きとして「ワンタイムパスワード」を当行の指定する方法により正確に送信してください。当行は契約者が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と当行が保有する「ワンタイムパスワード」との一致を確認します。</p> <p>(4) ワンタイムパスワード利用解除 インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」をおこなってください。</p> <p>5. ワンタイムパスワードの管理</p> <p>(1) 「ワンタイムパスワード」は厳重に管理し、他人に知られたり、トークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失、盗難等に遭わないよう十分注意してください。トークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失、盗難等に遭った場合は、速やかに契約者から当行に届け出てください。当行への届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。</p>	<p>(削除) 当行所定の方法により、スマートフォンに「どうぎんアプリ」をダウンロードしてトークンの設定をしてください。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) ワンタイムパスワード利用開始 契約者は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用開始」を行ってください。契約者が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と当行が保有する「ワンタイムパスワード」が一致した場合、当行は契約者からの「ワンタイムパスワード利用開始」の依頼とみなします。この依頼が完了した後、「ワンタイムパスワード」を契約者の本人確認の手続きに利用します。</p> <p>(3) ワンタイムパスワードによる本人確認手続き ワンタイムパスワード利用開始後は、インターネットバンキングの当行所定の取引において、本人確認手続きとして「ワンタイムパスワード」を当行の指定する方法により正確に送信してください。当行は契約者が入力し送信した「ワンタイムパスワード」と当行が保有する「ワンタイムパスワード」との一致を確認します。</p> <p>(4) ワンタイムパスワード利用解除 インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」をおこなってください。</p> <p>5. ワンタイムパスワードの管理</p> <p>(1) 「ワンタイムパスワード」は厳重に管理し、他人に知られたり、トークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失、盗難等に遭わないよう十分注意してください。トークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失、盗難等に遭った場合は、速やかに契約者から当行に届け出てください。当行への届出前に生じた損害について、当行は責任を負いません。</p>
--	---

変更内容（道銀ダイレクトサービスご利用規定第 28 条）

<p>(2) 契約者がトークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失等された場合は、契約者が当行に対し当行所定の方法で「ワンタイムパスワード利用解除」を依頼することができます。</p> <p>(3) 契約者が「ワンタイムパスワード」を、当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取り扱いを停止します。契約者が利用の再開を希望される場合には、当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>6. 手数料</p> <p>(1) ソフトウェアトークン利用の場合</p> <p>トークンの発行・更新手数料およびワンタイムパスワード利用手数料はかからないものとします。</p> <p>(2) ハードウェアトークン利用の場合</p> <p>トークンの初回発行・更新手数料、破損（故障を含む、以下同じ）による再発行手数料およびワンタイムパスワード利用手数料はかからないものとします。ただし、紛失・盗難にかかわるトークンの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料がかかるものとします。この再発行手数料は、当行の普通預金規定、総合口座取引規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・カードの提出なしに、代表口座から引き落とします。</p> <p>7. トークンの有効期限</p> <p>トークンの有効期限は当行が定める期限までとします。ハードウェアトークンの場合は、有効期限到来前に当行より通知しますので、新規申込に準じて更新手続きを行ってください。</p> <p>8. トークンの切替</p> <p>(1) ソフトウェアトークン利用の場合</p> <p>ソフトウェアトークンからハードウェアトークンへ切替する場合は、契約者がインターネットバンキングで「ソフトウェアトークン利用解除」の手続きを行い、所定の時間経過後、契約者がインターネットバンキングでハードウェアトークン利用申込の手続きを行うものとします。</p>	<p>(2) 契約者がトークンとして利用しているスマートフォン、ハードウェアトークン等を紛失等された場合は、契約者が当行に対し当行所定の方法で「ワンタイムパスワード利用解除」を依頼することができます。</p> <p>(3) 契約者が「ワンタイムパスワード」を、当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は本サービスの取り扱いを停止します。契約者が利用の再開を希望される場合には、当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>6. 手数料</p> <p>(削除)</p> <p>トークンの発行・更新手数料およびワンタイムパスワード利用手数料はかからないものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>7. トークンの有効期限</p> <p>トークンの有効期限は当行が定める期限までとします。</p> <p>8. トークンの切替</p> <p>(削除)</p>
--	--

(2) ハードウェアトークン利用の場合

ハードウェアトークンからソフトウェアトークンへ切替する場合は、当行所定の届出を行うものとします。当行でハードウェアトークンの利用解除手続きを行った後、契約者がインターネットバンキングでソフトウェアトークン発行手続きを行うものとします。

9. ワンタイムパスワードの解約等

(1) ワンタイムパスワードは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。この場合、本解約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに限り生じるものとします。なお、契約者からの解約の場合は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」手続きを行うか、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。

(2) 当行の都合によりワンタイムパスワードサービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。この場合、本契約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに限り生じるものとします。

(3) 本サービスが解約された場合は、ワンタイムパスワードサービスは解約されたものとみなします。

(4) 当行がワンタイムパスワードサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、事前に通知することなくワンタイムパスワードサービスの利用を停止することができることとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、ワンタイムパスワードサービスの利用停止を解除できます。

10. 免責等

(1) トークンの不具合等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) ワンタイムパスワードの利用停止解除、トークンの発行制限解除、ワンタイ

(削除)

ハードウェアトークンからソフトウェアトークンへ切替する場合は、当行所定の手続きを行うものとします。

9. ワンタイムパスワードの解約等

(1) ワンタイムパスワードは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。この場合、本解約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに限り生じるものとします。なお、契約者からの解約の場合は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」手続きを行うか、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。

(2) 当行の都合によりワンタイムパスワードサービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。この場合、本契約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに限り生じるものとします。

(3) 本サービスが解約された場合は、ワンタイムパスワードサービスは解約されたものとみなします。

(4) 当行がワンタイムパスワードサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、事前に通知することなくワンタイムパスワードサービスの利用を停止することができることとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、ワンタイムパスワードサービスの利用停止を解除できます。

10. 免責等

(1) トークンの不具合等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) ワンタイムパスワードの利用停止解除、トークンの発行制限解除、およびワ

変更内容（道銀ダイレクトサービスご利用規定第 28 条）

<p>ムパスワードの利用解除後の再登録前、およびトークン再発行における郵送到着前に、ワンタイムパスワードの入力必要とする取引ができなかったことに起因する契約者に損害・不利益が生じても、当行はその責任を負いません。</p> <p>(3) トークンの発行・再発行にあたって、契約者あての郵送途中で発生した事故（配達不能による返却時を含む）により、第三者が当該トークンを入手した場合、当行の責によらない事由に起因して契約者に損害・不利益が生じても、当行はその責任を負いません。</p>	<p>ンタイムパスワードの利用解除後の再登録前に、ワンタイムパスワードの入力必要とする取引ができなかったことに起因する契約者に損害・不利益が生じても、当行はその責任を負いません。</p> <p>(削除)</p>
---	---